

ダイア５市におけるコミュニティバスの運賃に関わる相互利用制度について

○コミュニティバスの相互利用制度（仮称）について

ダイアの広域連携施策として市民の利便性向上を目的にダイア５市の市民がコミュニティバスに乗車の際、「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、乗車料金１００円で利用できる制度。

狭山市、入間市の施策として実施した場合の制度のあり方（案）

実施年度：令和３年度

☆高齢者の取り扱い

現 行

- ・狭山市…市内在住７５歳以上が対象で特別乗車証か後期高齢者医療被保険者証を提示した場合 →乗車料金１００円
- ・入間市…市内在住７０歳以上が対象で特別乗車証を提示した場合 →乗車料金１００円

変更後

…後期高齢者医療被保険者証を活用し、両市のコミュニティバスを相互に利用できるようにする。

- ・狭山市民が入間市コミュニティバス（ていーろーど）を利用し、後期高齢者医療被保険者証を提示した場合 →乗車料金１００円
- ・入間市民が狭山市コミュニティバス（茶の花号）を利用し、後期高齢者医療被保険者証を提示した場合 →乗車料金１００円

☆障害者の取り扱い

現 行

- ・狭山市…障害者用の特別乗車証を提示した場合 →無料
- ・入間市…狭山市と同様

変更後

…両市で発行している特別乗車証を活用し、両市のコミュニティバスを相互に利用できるようにする。

- ・狭山市民が入間市コミュニティバス（ていーろーど・ていーワゴン）を利用し特別乗車証を提示した場合 →無料
- ・入間市民が狭山市コミュニティバス（茶の花号）を利用し、特別乗車証を提示した場合 →無料

※市内における特別乗車証の取り扱いは現行のとおりとする。